

## 動向

## 一九世紀イギリス史像の再検討

—建築と歴史の接合—

東田 雅博

## 一、一九世紀イギリス史研究の現状

近年の一九世紀イギリス史研究は、相対立する二つの歴史像を創出してきた。産業革命の進展とブルジョアジーの興隆を基軸に編成された「ブルジョアの世紀」的歴史像と残存する伝統的諸制度と地主階級の強靱さを基軸に編成された「再検討派」の歴史像とである。今日では「再検討派」の歴史像が一九世紀イギリス史研究の中で支配的地位を占めるかに見える。「再検討派」の描く近代イギリス史像には、「病める老大国」に対する現在の関心に応えるものがあり、確かに魅力的ではある。だが、筆者には、一九世紀イギリス史像は「再検討派」の描く歴史像よりも一層複雑な相貌を呈しているように思われるのである。

本稿は、一九世紀イギリス建築史上最も顕著な現象たるヴィクトリアン・ゴシックに関する最近の研究成果を整理・紹介することにより、一九世紀イギリス史像の複雑な相貌の一端を浮び上げさせ、それをもって「再検討派」の歴史像に修正を迫ろうとするものである。そこで、本稿は建築史の視座から一九世紀イギリス史像を照射せん

との試みであるとも言えるのである。建築は一先ず措き、まず一九世紀イギリス史研究の現状と問題点を筆者なりに整理しておく。

「再検討派」の「ブルジョアの世紀」的歴史像への挑戦は、G・K・クラークらに始まるのだが、皮肉にも、最も体系的な「再検討派」の歴史像の骨格は歴史家ならぬジャーナリストの手によって構築された。我国においても翻訳され有名になったP・アンダスの論文「現代イギリスの危機の諸起源」に描かれた近代イギリス史像がそれである。その一九世紀に関する部分は次のように要約される。「封建国家によって妨げられることなく、フランス革命と自らのプロレタリアートにおびえ、かつ地主階級の威信と権威に魅惑されたブルジョアジーは二つの控え目な勝利をおさめたのち、氣力を失い、遂には正体まで失ってしまった。末期ヴィクトリア時代と帝国主義の全盛期は地主階級とブルジョアジーの両者を単一の社会ブロックに結合させた」と。「二つの控え目な勝利」とは言うまでもなく一八三二年の選挙法改正と一八四六年の穀物法廃止であるが、これ以後の両者の関係は、パブリック・スクール等を主たる媒介とする「意図された組織的な共生」として表現される。この両者の「共生」が

一九世紀末葉までのイギリス史の主たる局面を形成するわけだが、そこでイニシアチブを掌握しているのは次の一節に明白に示されているように地主階級の方である。「この階級(土地所有者)の経済力が絶頂にあった時の農村における地位、服従、伝統の組み合わせられた社会諸関係のパターンが工業化の後ですらこの階級のひき続く政治的指導権の故に、総体としてのイギリス社会における社会諸関係の基本的モデルとなったのである。産業革命の後、身分と地位の神話は初期ブルジョアを誘惑し、従属させ、中産階級の有名な社会的上昇、称号に対する渴望などを生んだ」<sup>10</sup>。

内外の「再検討派」の歴史像の骨格を成しているのは以上のP・アランダンの近代イギリス史像であると言っても大過あるまい。そして、先に述べたようにかかる歴史像が今日優勢になりつつあるわけである。しかし、「ブルジョアの世紀」の歴史像が全く姿を消してしまつたのかと言えば、勿論そうではない。例えば、E・J・エヴァンスは「近代国家の形成」(一九八三年)において、次の二点を論拠として一八五〇年代から六〇年代を中心とする時代を「ブルジョア」の「絶頂期」と看做しうると主張している。「第一に、社会の支配的価値体系は中産階級の態度を反映したものであったこと、第二に、ブリテンの大部分の国会議員は相変わらず土地所有者であったけれども、彼らが繁栄は自由貿易や可能な限りの競争の公認等の中産階級と結びついた政策を採用することによって達成されるものであることを認めるようになっていたこと」<sup>11</sup>。以上二点である。

このように、今日の「ブルジョアの世紀」派は、地主階級が一九世紀の政治権力機構を掌握していたことをほぼ認めている。ところが、彼らは「再検討派」のようにはこの事実を重視しないのである。H・パーキンによれば、当該期の地主階級は「見かけ上の支配階級」

産階級の理念にはるかに優越したことをもって、当該期の社会的価値体系を支配したのは「ジェントルマン理念」であったと主張する。先に述べたように、筆者は、政治的シーンで「ジェントルマン理念」が支配的であったことは認める。しかし、「再検討派」には次のような視点が欠けている。「中産階級の日標はまず「ジェントルマン」になることであり、さらに地主(ジェントリ)と都会の商人を兼ね合わせることにあった。しかし中産階級が上の階級である地主のまねをしたというだけでは話は簡単すぎる。感心できない上流階級の慣習も多かったし、中産階級の志は固く、信念を曲げ妥協することはなかった。中産階級が上流階級に入り込むにつれて、いろいろな思想、習慣を持ち込むことになった」<sup>12</sup>。

「再検討派」は中産階級が「身分と地位の神話」に誘惑されジェントルマン化していくことを強調するが、そのことによりジェントルマンそのものが変容していくという視点を欠いているのである<sup>13</sup>。

更に、当該期の社会的価値体系を支配したのはどの階級の理念なのかという問題については、「ジェントルマン理念」と中産階級の倫理、理念が社会的価値体系の中にかなる力関係をもって互いに存在していたかをより広い文脈でより詳細に明らかにする必要があるのではなからうか。総じて、この一九世紀イギリス社会における社会的価値体系—文化的ヘゲモニーにはなお解明されるべき点が残されているように思われる。本稿では、以下において最近のイギリス建築史の成果を整理・紹介し、建築の領域からこの問題にアプローチしてみたい。

## 二、建築と文化的ヘゲモニー

さて、建築である。一九世紀のイギリスの建築が一九世紀イギリ

にすぎず、「中期ヴィクトリア時代のイングランドの『真の』支配者」は中産階級なのである。というのは、「他の階級に自らの理念を押しつける階級」こそが支配階級なのであって、当該期にはまさに中産階級の理念「企業家の理念」が社会を支配したからである<sup>14</sup>。筆者としては、「ヘゲモニー階級」<sup>15</sup>「究極的に政治権力を掌握している階級」と「国家保持階級 the class in the charge of the state」とを区別し、当該期の地主階級を単なる「国家保持階級」にすぎないとする説は支持し難い。「見かけ上の支配者」、「事態の真の支配者」等の概念は、一九世紀イギリス史像を混乱させるだけであらう。一九世紀末葉に至るまでのイギリスの政治的支配階級は地主階級であったこと、そしてその地主の政治支配が当該期に存続したについては政治的シーンでの「ジェントルマン理念」の優位、大土地所有制、農業の黄金時代等の理由が存在したこと、これらの事実は認められるべきである。だが、「ブルジョアの世紀」派が、地主階級ではなくブルジョアこそが「真の」支配者であるとする際の論拠、これは無視されてはならない。筆者は、「ブルジョアの世紀」派が挙げた論拠を「再検討派」の歴史像の修正に利用するのではないかと考えているのである。例えば、当該期の政策がブルジョアジエの要求するものでしかなかったとすれば、それは支配階級の機能の変化を示唆しているものであり、地主の政治支配の内実についての分析が要請されよう<sup>16</sup>。しかし、本稿でとりあげたいのは、社会的価値体系—文化的ヘゲモニーの問題である。

この社会的価値体系については、「再検討派」と「ブルジョアの世紀」派の主張は鋭く対立している。後者は、先に見たように、中産階級の倫理、理念こそが当該期の社会的価値体系を支配したのだと主張する。前者は、政治的シーンで「ジェントルマン理念」が中史史について我々に何を語りかけるのか。このことを明らかにするために、まず一九世紀イギリス社会の建築そのものについて簡単に述べておこう。一九世紀のイギリス建築といえば、あるいはクリスタル・パレスなどを想起するかもしれない。この鉄とガラスの建物こそが、我々現代人の眼からは「全面的かつ絶対的な成功」といえる建物と見えるかもしれないからである。だが、現実にヴィクトリア時代の都市と農村の景観を支配したのは、このようないかにも新しい産業社会に相応しい建物ではなく、古典様式やゴシック様式などの過去の建築様式による建物だったのである。一九世紀のイギリスはギリック・リヴァイヴァルやゴシック・リヴァイヴァルの時代として特徴付けられているのである。本稿では、「イングランドの相貌を一変してしまつた」<sup>17</sup>とされるゴシック・リヴァイヴァルに特に注目したい。以下に行論の都合もあり、このゴシック・リヴァイヴァルの様相を略記しておこう。

ヴィクトリア時代のゴシック・リヴァイヴァルは、宗教的熱情のリヴァイヴァルを背景に始まつた。従って、少なくともその初期の頃には、ゴシック様式は元来教会の建築様式であるという観念が支配的であつて、世俗建築へのゴシック様式の適用は差し控えられるのが普通であつた。ところが、ほぼ一八五〇年代頃からゴシック様式が大流行するとともにこのような観念は力を失い、ゴシック様式は際限なく世俗建築に適用されることになってしまつたのである。市庁舎、鉄道の駅、ホテル、学校、更にはパブに至るまでゴシック

様式が用いられることになってしまつたのである。そして、一九世紀の末に至り、かかる状況への反発を「契機」としてかの「アン女王」様式のリヴァイヴァルが起つたのである<sup>18</sup>。

この時代に建設された「怪物もどきの建物」を見て胸を痛める研

究者にとつては、以上のヴィクトリアン・ゴシックを中心とする一九世紀のイギリス建築史の状況はこの時代の「趣味の衰退」を示す証拠としか考えられないようである。だが、ヴィクトリアン・ゴシックの流行をただ「趣味の衰退」の証拠として片付けるのではなく、一体何故にゴシックという中世の建築様式がヴィクトリア時代の人々の心を捉え、それが彼らにとつていかなる意味を有したのかを問う時、ヴィクトリアン・ゴシックは一九世紀イギリス史像をより豊かなものとする有力な手懸りを与えてくれるのである。

では、一九世紀イギリス社会の中でヴィクトリアン・ゴシックはいかなる意味を有し、いかなる機能を果たしていたのか。きわめてポピュラーな説としてゴシック・リヴァイヴァルは同時代の産業社会の現実に対する批判として起ったとする解釈がある。「中世主義は、その本質的推進力において鉄道の時代とグラッドグラインド氏「ディケンズの小説の主人公」の価値観への反抗であった。それは、利潤と資本家の功利の価値体系よりも上品で豊かな価値体系を有する社会が存在することを示した」とするE・P・トムソンの説などがその代表的なものである。これも同様にきわめてポピュラーなものだが、当該期の諸都市における市庁舎や各種取引所の建設を各都市民のプライドの表明であると説く説がある。例えば、ゴシック様式ではブラッドフォードの羊毛取引所(一八六四—一八六七)、マンチェスターの市庁舎(一八六八—一八七七)など、古典様式ではリヴァプールのセント・ジョージズ・ホール(一八四一—一八五六)、リーズの市庁舎(一八五二—一八五八)など、これらの建物、各都市のプライドを表現したものだと言うのである。<sup>19)</sup>

これらの所説は、確かにヴィクトリアン・ゴシックに関する真理の一面を衝いてはいる。しかし、これらの所説は、ゴシック様式とでは、「文化史上の逆説」という視座からブラッドフォードのゴシック様式の羊毛取引所を見た時、その建物はいかなる意味をもつて立ち現われるのか。ウェッブは取引所の建築様式としてゴシック様式が採用された理由を次のように述べている。「企業家達の社会的・政治的劣等感、芸術への疑い、本質的に貴族的な過去に対するノスタルジアに加わりたいという願望、これらが真に産業資本主義を表現しうる建築の創造を妨げ、ゴシック様式の勝利を助けた」と。<sup>20)</sup>

「産業資本主義の文化的ヴィジョン」を構築するに至らなかった産業界のリーダーらは既存の貴族的文化ヴィジョンの魅力に抗しえなかつたわけである。この意味では、ゴシック様式の取引所の出現は、まずは彼らの屈伏の具体的表現に他ならない。だが、そこに登場したゴシック様式は「純粹のゴシック様式」ではなく、むしろ「成り上がり」のゴシック様式」とでも呼ぶべきものであったのである。この事実の中に、「近代の『産業資本主義』と『古き時代の』ゴシック様式」との矛盾を認めねばならないのである。つまり、ブラッドフォードの産業界のリーダーらは確かに、その経済的優越を「明確な文化的表現」に翻訳しえなかつたけれども、さりとて「貴族的趣味に自動的に、あるいは完全に屈伏」したわけでもなかつたのである。<sup>21)</sup>

以上の「文化史上の逆説」という視座からのヴィクトリアン・ゴシックへのウェッブのアプローチは、建築の問題が当該期の文化的ヘゲモニーの様態と深く関ることを明示しえたと言える。しかし、彼は、その研究がブラッドフォードを対象とするケース・スタディということもあって、自らの近代イギリス史像を積極的に提示する

いう中世の建築様式が一九世紀のイギリス社会でいかなる意味を有し、いかなる機能を果たしていたのかという問の答えとしては不十分なように思われる。確かに、A・W・N・ピュージンやJ・ラスキンらにとつてゴシック・リヴァイヴァルが同時代の醜悪な産業社会の現実に対する批判を意味したと主張することは可能である。だが、ゴシック・リヴァイヴァルを担ったのは決して産業社会の批判者だけではなかつた。産業社会のリーダー達もまたゴシック・リヴァイヴァルなる現象をもたらすのに大いに貢献したのである。この事実を看過してはならない。ゴシック・リヴァイヴァルを押しなべて産業社会の批判者の努力の産物であるかのように解することはできないのである。とするならば、産業社会のリーダー達にとつてゴシック様式とは何であつたのかが問われねばなるまい。また、市庁舎等の建設が都市のプライドの表明であるとしても、そこでそのプライドの表明に何故にゴシック等の過去の建築様式が用いらねばならなかつたのか、そこにいかなる意味が内在したのかが問われねばならない。

I・ウェッブは、「ブラッドフォードの羊毛取引所—産業資本主義とゴシック様式の流行」なる論文の中でヴィクトリアン・ゴシックにアプローチする基本的視座を次のように提示している。「一八五〇年代から一八七〇年代の初頭にかけてイギリスの建築界がこぞつて産業資本主義のサーヴィスに眼を向けた時、そこでの支配的建築様式がゴシック様式であつたという事実は文化史上の逆説の一つである」と。<sup>22)</sup>

この「文化史上の逆説」という視座こそがヴィクトリアン・ゴシックが一九世紀イギリス史に占める意味を十全に開示しうるのである。かかる視座こそが、建築と歴史の接合にとり基本的に重要なこともなく、結局、産業界のリーダーらが「貴族的趣味に自動的に、あるいは完全に屈伏」したわけではなかつたという事実が有する意味を解明しえなかつた。

これに対し、一つの明確な近代イギリス史像を提示し、ウェッブの所説を単純化した上でその歴史像の中に取り込んだのがM・J・ウィーナの研究である。彼の研究は特に文化の領域を対象としたものではあるが、その根底に据えられている近代イギリス史像は先に紹介した「再検討派」の近代イギリス史像と概ね重なり合うのである。そこで、勿論、彼は地主階級が当該期の文化的ヘゲモニーを掌握していたと考えているのだが、その地主階級による文化的ヘゲモニーの維持は、彼によれば「産業主義の文化革命」を封じ込めることにより達成されたと言ふ。確かに、一八五〇年代には五年に大博覧会も開催されるなど産業主義の文化は絶頂にあつたけれども、六〇年代には早くも文化的・思想的潮流は流れを変え、「価値観の反革命」が起り、そのために「ジェントルマンの理念」という貴族的文化ヴィジョンの中に産業主義の文化は封じ込められてしまったと言ふのである。そして、その後もかかる文化的基調は維持され、世界で最初の産業国家において最終的に勝利したのは「北の隠喩」—都市—現在—未来ではなく、「南の隠喩」—農村—過去であつたと言ふのである。<sup>23)</sup>

ウィーナは一九世紀のイギリス建築界の動向も以上のような文化的価値観の変化を具体的に反映していると主張する。彼もゴシック・リヴァイヴァルの成功は中世を拠り所として同時代の産業社会を拒否しようとしたA・W・N・ピュージンらの努力のみに拠るのではなく、むしろ新興のビジネス界のリーダー達の協力に拠る所が大きく、従つてその意味では復興運動の勝利は「完璧」ではなかつた

ことを認めている。<sup>36)</sup>ところが、彼は「一八五〇年代の中産階級によるゴシック様式」の受容は、一つの峠を示すものであった。すなわち、それは産業革命の新しい文化の絶頂であると同時に、その文化の新しい担い手たちの、古来の貴族階級の文化的ヘゲモニーへの屈服の開始にもなった<sup>37)</sup>と云うのである。そして、「建築II神話の具体化」なる節の結語部分で「南の隠喩は、無形の領域で勝利したように、有形の領域でも勝利を収めた<sup>38)</sup>、と断定するのである。

筆者としては以上のウィーナの所説は認め難い。彼の所説は、むしろ「再検討派」の近代イギリス史像の中に建築史の問題が組み込まれる時に、その問題が矮小化されてしまうために、一九世紀イギリス社会における文化的ヘゲモニーの複雑さが看過されかねないことを示す一例なのである。彼の所説の最大の問題点は、彼が当該期の産業界のリーダーらによるゴシック様式の支持を「再検討派」の歴史像の正当性を示す一証拠としてのみ看做した点にある。そのため、彼はウェップに依拠しつつ復興運動の勝利が「完璧」ではなかったことを認めながらも、その事実が内包する意味を遂に理解しえなかったのである。復興運動の勝利が「完璧」ではなかったという事実、ブルジョアジーが「貴族的な趣味に自動的に、あるいは完全に屈伏」したわけではないという事実、これらの事実はブルジョアジーのゴシック様式の採用に彼らなりの意図・論理があったことを物語るのであって、そうした彼らの側のゴシック様式採用の論理もまた明らかにされねばならないのである。

では、ゴシック様式に込められたブルジョアジーの側の論理とは何か。C・デルハイムの「過去の相貌」はこの点を見事に明らかにしている。彼も、ゴシック・リヴァイヴァルの成功は産業界のリーダーの貢献に拠る所が大きいことを強調する。「初期の段階においては、ゴシック様式に込められたブルジョアジーの側の特徴を残留せしめた<sup>39)</sup>」ことを認めているし、またそのことが産業界における過去への誘因の根本的なもの一つであることも認めている。しかし、彼によれば、こうした諸事実を認めてもなおブルジョアジーの側のゴシック様式の採用に込められた戦略的企図を認めることができるのである。というよりも、そもそも両者の間には何ら根本的矛盾は存在しないのである。彼の視座から見れば、一九世紀のイギリス社会が「階層制社会のいくつかの側面」を存続せしめていたこと、「土地貴族とジェントリーが大きな富・権力・威信を保持していたこと」、従ってそこでは「過去の威信」が絶大であったこと、こうした諸事実を認めることが直ちに一九世紀のイギリス社会が「進歩的価値」よりも「保守的価値」の方が重視された社会であったという認識に直結しないのであって、むしろかかる中世的舞台装置の中でブルジョアジーの側が「彼らの価値体系の系図を創出し、彼らのヘゲモニー追求を正当化するために中世的形式を利用した<sup>40)</sup>」という側面の方が重視されるべき事実として浮び上がってくるのである。

それでは、ブルジョアジーの側がどうして過去—中世を「彼らのヘゲモニー追求の正当化」<sup>41)</sup>あるいは「文化的クーデター」のために利用しえたのか。その鍵は、「伝統的シンボルや価値体系を、その形を変えることなく機能を変えることによって再解釈<sup>42)</sup>」することであった。その「再解釈」とはマンチェスターの市庁舎の場合以下に通るのである。第一に、市庁舎は確かに中世的外観は呈していたが「本質的には近代的建造物」だったのである。そのゴシック様式の建物は、ヴィクトリア朝初期の頃に国教徒やカトリックの圧力の下で試みられたような中世の建築様式の宗教的に純粋な模倣だった

では、ゴシック・リヴァイヴァルは概して上流アングリカンの文化的領域に属すものであったと言えるかもしれないが、後期になるとそれは顕著な北部アクセントを帯びるようになった<sup>35)</sup>。と。彼は、そこに「ヴィクトリア文化の一つの根本的逆説<sup>36)</sup>」を見出し、産業界のリーダー達にとってゴシック様式とは何であったのかを探るのである。彼が得た結論を先に紹介しよう。「彼らの歴史的装置への関心は、表面的には伝統的シンボルの権威を強化したけれども、実際には進歩的野心の光で過去の意味を再解釈することによって過去の慣行的力を減じたのである。……本書で分析された文化的諸活動について最も明白なことは、そのどれもがビジネスの世界にとって根本的脅威とはならなかったということである<sup>37)</sup>。「新たな文明を構築するに当り、ヴィクトリア時代の人々は近代的生活の必要に適合するように過去の相貌を変えたのである」<sup>38)</sup>。

彼は、主としてマンチェスターに建設されたゴシック様式の市庁舎(一八六八—一八七七年)を具体例としてかかる結論を得たのだが、この結論の意味するところについて若干説明が必要であろう。彼によれば、マンチェスターの産業界のリーダーらによる市庁舎へのゴシック様式の採用は、単なる貴族的様式を「模倣する試み<sup>37)</sup>」などと捉えられるべきものではなく、むしろ「文化的クーデター」<sup>38)</sup>の企てとして捉えられるべきものである。つまり、「彼らは、元来貴族的・保守的・農村的イングランドの文化的財産であった芸術の形式を中産階級の・進歩的・都市的イングランドを正統化し、高貴なるものとし、美化するために利用し、同化したのである<sup>39)</sup>」。このように、ブルジョアジーのゴシック様式の採用にはこれだけの積極的な意味が込められていたのである。

とはいえ、彼とても「イングランドが土地と特権、慣習と伝統的」<sup>40)</sup>のではなく、「利用可能な最新の技術」を用いて近代社会の必要に応えるようデザインされたものだったのである。それ故に、「ネオ・ゴシック様式の外観の内部で市議会と市の各局部とがマンチェスターの日常的業務を遂行」することもできたのである。「市庁舎は市民のシンボルであった。だが、それは活動するためのシンボルだったのである<sup>41)</sup>」。第二に、市庁舎を彩る絵画、彫像は、そのほとんどがマンチェスターとその周辺の歴史に材を採り、地方のリベラリズムの諸価値に栄光を与えるものだったのである。例えば、そこには自由貿易の闘士であり、かつ地主支配に挑戦したJ・ブライトやC・ヴィラズの彫像があり、ブリッジウォーター公運河のオーブーンやJ・ケイの飛行の発明を描いた絵画などが飾られていたのである<sup>42)</sup>。

### 三、建築と一九世紀イギリス史像

ウィーナの所説は、ゴシック・リヴァイヴァルという現象が一九世紀イギリス史の中で有する意味を矮小化し、それを「再検討派」の歴史像の中に埋没させてしまったのだとしか評価しえない。これに対し、デルハイムは、ウェップが指摘した産業界のリーダー達は「貴族的趣味に自動的に、あるいは完全に屈伏」したわけではなかったという事実の重みに気付き、ブルジョアジーの側がゴシックという中世の建築様式に込めた意味を明らかにし、見事にウィーナの所説に反駁しえた。そうすることで、彼はゴシック・リヴァイヴァルという現象が単純に「再検討派」の歴史像の正当性を支える一証拠とは看做しえないことを明らかにしたのである。

一体、このことは一九世紀イギリス史研究に何を示唆しうるであろうか。第一に、デルハイムの建築へのアプローチは、一九世紀

イギリス社会においてブルジョアジーが、文化的ヘゲモニーにどう関ったのかについて豊富な情報を提供しよう。とはいえ、デルハイムの所説が完全無欠などと言うのではない。むしろ、少くとも次の諸点をなお解明すべき点として挙げねばならない。デルハイムに従えば、少くとも都市部においては産業的文化ヴィジョンがそれなりに成立していたと考えられるが、その産業的文化ヴィジョンは一九世紀イギリス社会全体の中ではどのように位置付けられるのか。また、その産業的文化ヴィジョンはどこまで貴族的文化ヴィジョンを突破する力と意志を備えていたのか。これらの点をなお明らかにしなければならぬ。だが、これらの点が解明されるならば、一九世紀イギリス社会におけるブルジョアジーと文化的ヘゲモニーの関係についての記述は確実に一歩前進することになるだろう。

第二に、デルハイムが、一方的に貴族の文化的ヘゲモニーへの屈伏と理解されかねない産業界のリーダー達によるゴシック様式の採用に彼らなりの論理が存在したことを明らかにしたことは、従来ただブルジョアジーの貴族の文化的ヘゲモニーへの屈伏を示すものとしてきた事象にもブルジョアジーの側の論理が存在する可能性があることを示唆することになるであろう。例えば、いささか大胆な仮説かもしれないが、「再検討派」の歴史像を中核において支える中産階級の「ジェントルマン化」にしても、そこに中産階級の側の積極的論理が存在したことを否定できないのである。中産階級の「ジェントルマン化」については、すでに指摘した中産階級の「ジェントルマン化」によるジェントルマンそのものの変容とともに、この点についても研究を進めるべきであろう。第三に、「一九世紀イギリス社会の文化的ヘゲモニーの複雑な様態」は、これを論じる際には、貴族的文化ヴィジョン、「ジェントルマン理念」を比較的無批判に

249-250.

- (8) 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』、岩波書店、一九八一年、一三四頁。
- (9) 村岡健次『ヴィクトリア時代の政治と社会』、ミネルヴァ書房、一九八〇年、九一―一八頁。P・アングダスの「再検討派」の歴史像の骨格を最も積極的に肉付けせんとしているのが村岡氏である。
- (10) この点については取り敢えず次を参照。F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, Routledge & Kegan Paul, 1963, p. 279.
- (11) 村岡健次、前掲書、一三頁。
- (12) W・J・リーダー、小林司・山田博久訳『英国生活物語』、晶文社、一九八三年、一七六―一七七頁。
- (13) 村岡氏は、「ジェントルマン理念の変容」を問題にされているが(前掲書、一三〇―一三四頁)、これは氏にとってはあくまで地主的価値体系への中産階級の屈伏という文脈の中に据えられるべきものではない。
- (14) J. Summerson, *Victorian Architecture in England*, *Four Studies in Evolution*, W. W. Norton & Company, 1970, p. 117. 本書でサマソンは「一八七〇年までのヴィクトリア時代の建築は失敗であった」(ibid., p. 4)とゴシックを実証せんとしたのだが、そのような状況の中では今日の目で見ればクリスタル・パレスのみが「成功」と言えるかもしれないと主張しているのである。
- (15) K. Clark, *The Gothic Revival: An Essay in the History of the Taste*, Harper & Row, 1962, p. 214.

受容したブルジョアジー、中産階級と、むしろ産業的文化ヴィジョンの構築を志向したブルジョアジー、中産階級とをできるだけ詳細に区分けする必要があることを示唆している。以上の相互に関連を有する三点を、一九世紀イギリス史研究、とくにその文化的ヘゲモニーに関する領域での再検討の必須の論点として挙げたい。

総じて、「再検討派」の歴史像は地主階級とブルジョアジーとの「対立」よりは「共生」という視角から編成されたものと言える。その視角は、一方で主として地主階級とブルジョアジーとの「対立」という視角から編成された歴史像では捉えることのできなかった側面を歴史の表舞台に登場せしめたが、他方で一〇〇年のパースペクティブでの「対立」を認めつつも、日々刻々変りゆく世界での「対立」の局面を表舞台から追放し去り、一九世紀イギリス社会の文化的ヘゲモニーの様態を単純なものに見せてしまったのである。

註(1) G. K. Clark, *The Making of Victorian England*, Methuen & Co., LTD, 1962.

(2) P・アングダス、R・ブラックバーン編、佐藤昇訳「ニュー

・レフトの思想」、河出書房、一九六八年、三三頁。

(3) 同訳書、二四頁。

(4) 同訳書、三五頁。

(5) Eric J. Evans, *The Forging of the Modern State: Early Modern Britain 1783-1870*, Longman, 1983, p. 276.

(6) H. Perkin, *The Origins of the Modern English Society 1780-1880*, Routledge & Kegan Paul, 1969, pp. 271-272.

(7) N. Poulantzas, *Political Power and Social Classes* (first published as *Pouvoir politique et classes sociales*, 1968), 1973, pp.

(16) ヴィクトリア時代の建築全般の動向については次を参照。

R. Dixon & S. Huthesius, *Victorian Architecture*, Thames and Hudson, 1985; C. Cunningham, *Building for the Victorians*, Cambridge U. P., 1985. 本稿とはほとんど接点を有しなごが次のようなヴィクトリアン・ゴシックに関する論稿もある。鈴木博之『ヴィクトリアン・ゴシック末期の建築保存論』、『日本建築学会論文報告集』二五四号、二五五号、二五六号、二五七号、一九七六年。また、「マン女王」様式の出現については、中産階級の心性が「戦時から平和時」のものへ変化したことと相関するところM・シラーズの興味深く指摘もあるが、この点は論及しない。The Listener, 22 April 1971.

(17) G. M. Trevelyan, *English Social History*, Longman, 1944, p. 524(松浦高嶺・今井宏訳『イギリス社会史』、みすず書房、一九八三年、四三〇―四三二頁)。J・サマソンによれば、かかる評価は、トレヴェリアンの世代に一般のものであって、決して彼が特別に研究した上で述べたものではないという。J. Summerson, *op. cit.*, p. 3.

(18) E. P. Thompson, *William Morris: Romantic to Revolutionary*, Pantheon Books, 1977, p. 9.

(19) A. Briggs, *The Age of Improvement*, Longman, 1959, pp. 469-470; do., *Victorian Cities*, Penguin Books, 1968, chap. 4; R. Dixon & S. Muthesius, *op. cit.*, pp. 142-170; C. Cunningham, *op. cit.*, pp. 34-35.

(20) 勿論、ゴシック・ゴシックの相違を看過するものは、かなり。この点については取り敢えず次を参照。R. Williams, *Culture and Society 1780-1950*, Penguin Books, 1961, p. 139

- (若松繁信・長谷川光昭訳『文化と社会』、ミネルヴァ書房、一九六八年、一一一頁)。また、ポエーシンにしても、ラスキンにしても、現実に起ったゴシック・リヴァイヴァルそのものには必ずしも好意的ではなかった。cf. P. Gay, *The Bourgeois Experience: Victoria to Freud*, Oxford U. P., 1984, pp. 408-409; K. Clark, *op. cit.*, pp. 209-210.
- (21) I. Webb, "The Bradford Wool Exchange: Industrial Capitalism and the Popularity of Gothic", *Victorian Studies*, XX, 1976, p. 45.
- (22) *Ibid.*
- (23) *Ibid.*, p. 68. それにしても、何故にゴシック様式が選ばれたのかという疑問が残るが、この点については、ウェットンは「土地に関する神話」とゴシック様式との密接な関係を論拠として挙げている。*(ibid.*, pp. 51-52.)
- (24) *Ibid.*, p. 46.
- (25) *Ibid.*, p. 68.
- (26) M. J. Wiener, *English Culture and the Decline of the Industrial Spirit 1850-1980*, Cambridge U. P., 1981, pp. 8, 15, 31, 158 (原副訳『英国産業精神の衰退』、勁草書房、一九八四年、一〇・二二・五〇・二七二頁)。
- (27) *Ibid.*, pp. 27-40 (同訳書、四五-六七頁)。しかし、何故にゴシック時代に文化的・思想的潮流が変化するのか。ウィーナは、J. S. シル、M. アーノルド、J. ラスキンの影響力を一要因と考えているようである。*(ibid.*, pp. 11, 40. 同訳書、一七・六二頁)。
- (28) *Ibid.*, pp. 41-80 (同訳書、六八-一二三頁)。
- (44) *Ibid.*, pp. 138-139.
- (45) *Ibid.*, pp. 162-175.
- (46) 註37でも述べたように、デルハイム自身は、ウェットンを批判の対象としか考えておらず、彼は決してウェットンの発見した事実に基づき自説を展開したなどとは考えていない。これはあくまでも筆者の研究史理解である。
- (47) この課題は、勿論、建築以外の分野からもアプローチされるべきだが、建築の分野からアプローチする場合には、一九世紀のイギリス社会で何故に遂に新しい建築様式が創出されなかったのかという問題を文化的に究明していくことが有効であろうと考えている。
- (48) ロンドンの中産階級—金融—親地主社会、地方都市の中産階級—工業—反地主社会という図式もあるが(W. D. Rubinstein, "The Victorian Middle Classes: Wealth, Occupation and Geography", *Econ. Hist. Rev.*, XXX, No. 4, 1977, pp. 619-621.)、各都市内部での分けも必要であろう。

(東田大学)

- (29) *Ibid.*, p. 64 (同訳書、一〇〇頁)。
- (30) *Ibid.* (同訳書、一〇二頁)。
- (31) *Ibid.* (同訳書)。同訳書では「middle class の訳語として「中層階級」なる用語を用いているが、筆者としてはどうしても抵抗があり、この部分のみ訳語を改めた。
- (32) *Ibid.*, p. 72 (同訳書、一一二頁)。
- (33) C. Delhaim, *The Face of the Past: The Preservation of the Medieval Inheritance in Victorian England*, Cambridge U. P., 1982, p. 140. 本稿では、主としてマンチェスターの市庁舎の問題を紹介したが、彼はその他に歴史的建造物の「修復運動」「保存運動」や地方の歴史・考古学協会等についても論及している。
- (34) *Ibid.*, p. 1.
- (35) *Ibid.*, p. 179.
- (36) *Ibid.*, p. 182.
- (37) *Ibid.*, p. 153. これはウェットンに対する批判なのだが、筆者とウィーナの批判はウェットンの所説を単純化した上での批判のように思われる。確かに、ウェットンは、結局、ブルジョアジーのゴシック様式に込めた論理を明らかにしえなかったが、そのための手懸りは提示したからである。
- (38) *Ibid.*, p. 156.
- (39) *Ibid.*
- (40) *Ibid.*, pp. 28-29.
- (41) *Ibid.*, pp. 16-31.
- (42) *Ibid.*, p. 179.
- (43) *Ibid.*, p. 181.

広島史学研究会会則

(一九七八年一月改正)

- 第一条 本会は広島史学研究会と称す。
- 第二条 本会は歴史学および歴史学に関連する諸科学を研究し、さらにその普及ならびにこれらの研究者の連絡協同を目的とする。
- 第三条 本会は次の事業を行う。
- 会誌「史学研究」の発行
- 研究会・講演会・討論会および資料展覧会等の開催
- 図書出版
- その他本会の目的を達成するに適當な諸事業
- 第四条 本会の目的に賛同する者は会員となることが出来る。会員は所定の会費(年額三,二〇〇円)を納めて本会の事業に参加し、会誌の配布を受けるものとする。会員は年一回の総会において本会の会計および事業を議決し役員を選任する。
- 第五条 本会に次の役員を置く。任期は一年とし再任をさまたげない。
- 理事 二名(内一名理事長)
- 監事 二名
- 評議員 若干名
- 理事・監事は総会で選出される。
- 理事は理事会を構成し、会務を処理す。
- 理事長は理事会において互選され、本会を代表する。
- 監事は会計を監査する。
- 評議員は理事会の推薦により、総会の承認を得て選任され、理事会の諮問に応ずる。
- 第六条 理事会は第二条に定める事業を遂行するため委員会を置き、委員若干名を委嘱する。
- 第七条 本会は事務室を広島大学文学部内におく。
- 付 則
- 一、本会の会計年度ならびに役員年度は一月一日から二月三十一日までとする。
- 二、本会則は昭和五十四年度からその効力を発するものとする。
- ◎ 会費年額三,二〇〇円は前納。
- ◎ 「史学研究」は年四回発行。